

結核に係る接触者健康診断の実施手順書

令和 7 年 3 月作成

（事業概要）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条に基づき、保健所が健康診断の実施を勧告した者について、姫路市内の医療機関に健康診断業務を委託し実施するもの。

（対象者）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条に基づき、保健所が健康診断の実施を勧告した者

（実施医療機関）

姫路市内の結核指定医療機関であり、保健所からの事前確認において健康診断の実施に同意した医療機関

（健康診断内容）

結核接触者の健康診断に必要な検査として、下記の 1～3 の検査（一部のみも可）を行う。

実施する検査内容については、事前確認時に調整する。

1 血液検査（IGRA 検査）

- （1）受託した医療機関は、姫路市医師会臨床検査センターに検査を依頼する。
- （2）事前に採血管を姫路市医師会臨床検査センターから入手する。なお、採血量は 5mL とする（採血困難な場合でも 3mL 以上必要）。
- （3）採血後の検体は、医師会集荷（月曜日から土曜日の医療機関の午前診療分）に間に合うように提出する。

2 ツベルクリン反応検査

- ・受託医療機関においてツベルクリン反応検査を行う。

3 胸部エックス線検査（胸部 XP）

- ・受託医療機関において胸部エックス線撮影を行う。また、撮影画像等を保健所へ提出する。

（結果報告）

結果は、様式（「結核接触者健康診断実施報告書兼請求書」）で報告する。